

重要 消費税率引き上げによるレジ対策がお済みでない事業所の皆様へ

消費税軽減税率対策補助金(レジ補助金)の手続要件が変更されました!

レジ補助金は
9月末までに
契約が必要です

中小企業庁では、今年10月の消費税軽減税率制度の実施に向けて、軽減税率に対応するレジの導入等を補助金により支援してきましたが、中小事業者による対応レジの導入を幅広く促進するため、補助金の手続要件が以下の通り変更されました。

※ 軽減税率対応レジ・券売機の導入・改修の支援 …いわゆる A 型全て

【変更前】

2019年9月30日(月)までにレジ・券売機の設置(導入・改修)、支払いを完了し、同年12月16日(月)までに補助金を申請する。



【変更後】

2019年9月30日(月)迄にレジ・券売機の契約等の手続きを完了し、同年12月16日(月)迄に補助金を申請する。

※ 請求書管理システムの導入・改修の支援 …いわゆる C 型(C-1・3 型のみ)

【変更前】

2019年9月30日(月)までに請求書管理システムの導入・改修、支払いを完了し、同年12月16日(月)までに補助金を申請する。



【変更後】

2019年9月30日(月)迄に請求書管理システムの契約等の手続きを完了し、同年12月16日(月)迄に補助金を申請する。

※B型(B-1型, B-2型): 受発注システムの改修等の支援とC型のうち、C-2型: ソフトウェア自己導入型については従来の補助対象期間の変更はありません。

▼契約等手続期限および、設置・支払・申請期限のスケジュール

軽減税率制度開始

2019/10/1

補助金申請期限

2019/12/16

【これまでの要件】 ★9/30 [設置・支払期限] ★12/16 [申請期限]

【今回の要件変更】 ★9/30 [契約等手続期限] ★12/16 [設置・支払・申請期限]

★ 本件についての詳しいお問い合わせ先 ★

軽減税率補助金事務局 <※独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する窓口>

⇒ホームページ <http://kzt-hojo.jp/> ⇒電話番号 0120-398-111 (受付時間9時~17時 [土日祝日除く])